

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る裁判例に関する調査結果について（総括表）

番号	表題	判決日	原告関係者	被告関係者	訴訟に至る概略 / 請求の概要	判決(決定)の要旨	判決(決定)の意義・特徴
1	同級生の介助による車椅子利用者の傷害事故について中学校を設置する市町村の損害賠償責任が認められた事例	大阪地判 平成元年 7月27日	【X1】腎臓機能障害により車いすを利用している者（身体障害者等級1級）  【X2】X1の父  【X3】X1の母	【Y】A市  【B】X1の担任  【D】X1のクラスメイト	B教諭は、クラスの生徒全員に、午後の時間割は校内見学のオリエンテーションに変更されていることを伝え、X1については「先生が連れていく」と話した。 昼休みになり、B教諭は教室に来て、X1に対し「待つきや」といって職員室に戻った。その後、大部分の生徒はオリエンテーションのため運動場へ集合し、教室にはX1と数名の生徒が残るのみであった。 生徒Dは、X1に「連れていったら」と声を掛けて車椅子のブレーキを外して前の出入口に向かって車椅子を押し去った。X1は「いいわ」と言って拒絶したものの、Dはそのまま車椅子を押し、前向きのまま出入口から出ようとした。 しかし、車椅子の前輪がレールに引っ掛かり、あわてたDがなおも押したため車椅子が上下に揺れ、X1は前方に落ち廊下側にうつ伏せに倒れた。その結果、X1は、両大腿骨骨折の傷害を受け、治療を受けたものの、両下肢全廃の状態での治癒の見込みはない。 X1らは、Yに対し、生徒への指導監督義務、生徒の安全配慮義務、生徒の調査義務を怠ったとして、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した。	校長は、担当の医者に事情を聞くなどして積極的にX1の病状を知るための行為に出るべきであったのに、小学校やX3から事情を聴取したにとどまり、担当の医者からX1の病状を聴取し、その取扱いについて助言を受ける方策を講じなかった点に過失がある。 本件事故は、この過失により、X1の足の骨が人工透析により弱くなっており骨折し易いことについて十分認識していなかったことに起因するものと考えられる。 Yは、中学校教育という公権力の行使に当る校長が、その職務を行うにつき過失によってX1に損害を加えた場合として、国家賠償法一条に基づき損害を賠償する責任を負う。	学校が障害者を受け入れる場合に障害者の病状などの状態を正しく把握する調査義務を認めている点で、障害者差別解消法が求める学校による合理的配慮の提供に際して参考になると考えられる。 学校が障害者に対する合理的配慮の提供を行う際には、障害者の病状などの状態を正しく把握する調査義務を負っているといえる（このことは、障害の状態に応じて提供される合理的配慮の個別性から要請される。）。
2	進行性の筋ジストロフィー症を理由とする高校入学不許可処分の取消しが認められた事例	神戸地判 平成4年 3月13日	【X】進行性の筋ジストロフィー症に罹患し、車いすを利用している者	【Y1】A市立B高校の校長  【Y2】A市（B高校を設置管理し、Y1を任用）	Xは、B高校への入学を希望し、入学願書を提出するとともに、筋ジストロフィー症の専門医の診断書を提出し、B高校において学力検査を受検した。 Y1は、Xに対し、A市内の関係高等学校長で組織される合否判定委員会の判定に基づき、調査書の学力評定と学力検査の合計点において合格点に達していたものの、進行性の筋ジストロフィー症に罹患して、高等学校の全課程を無事に履修する見込みがないとして、入学不許可の処分を行った。 Xは、Y1に対し、不許可処分が身体障害を唯一の理由としたもので、憲法26条1項・14条、教育基本法旧3条（現4条）などに反し違法であるとして、その取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、Y2に対し、慰謝料の支払いを求めた。	Xは、B高校の全課程を履修することが可能と認められる。 それにもかかわらず、養護学校の方が望ましいという理由でB高校への入学を拒否することは、自己の可能性を最大限に追求したいというXの希望を無視することになり、その結果は、身体障害者のXを不当に扱うものであるといわなければならない。 入学不許可処分は、その前提となった事実またはその評価を誤ってされたものであり、裁量権の逸脱・濫用により違法である。	身体障害者が高校の全課程を履修可能であるにもかかわらず、校長が入学を許可しないことは、身体障害を理由とする不当な取扱いであるとしており、行政機関等による「不当な差別的取扱い」の判断に際して参考になると考えられる。 学校の障害者の受入体制が不十分なら、それを改善するためにどのような方策が必要かを真剣に検討する姿勢に立つことが肝要としており、教育分野における「合理的配慮の提供」を考える上で示唆的である。
3	障害児の公立幼稚園への就園を仮に許可することを求めた申立てが認められた事例	徳島地決 平成17年 6月7日	【X】Aの親（B県C町に居住）  【A】歩行障害、排尿障害、水頭症のある5歳児（当時） ある程度の段差は独力で乗り越えられる。導尿を受ける必要があるが、幼稚園での集団生活、行事等に制限はない。	【Y】D幼稚園等を設置しているC町	Xは、D幼稚園長に対し、AのD幼稚園への就園許可を求める申請をした。 D幼稚園長は、本件申請の諾否の判断を慎重にするため、C町教育委員会にその判断を求めた。 C町教育委員会は、Aの就園を不許可とする決定をした。その理由は、幼稚園がバリアフリーに配慮した施設ではないこと、5歳児の保育室が2階にあり、自力歩行ができないAの教育環境として適切ではなく、大規模な施設改修が当面見込めない現状では受入困難であること、Aの重複障害に対応するための専門的知識を有する教職員の加配措置が困難であること、であった。 Xは、Yに対し、本件不許可決定を取り消し、Aの就園の許可を命じることを求める訴えを提起するとともに、就園不許可に伴う損害を避ける緊急の必要があるとして、Aの就園を仮に許可するよう仮の義務付けの申立てを求めた。	公立保育園の入園申請があり、これを拒否する合理的な理由がないのに不許可処分とすることは、裁量権を逸脱又は濫用したものとして違法になると解するのが相当である。 Aの心身の状況やその就園を困難とする事情の程度等、その困難を克服するための手段について慎重かつ柔軟に判断するならば、本件不許可決定について、合理的な理由があるということはない。 したがって、不許可決定は、C町教育委員会がその裁量権を逸脱又は濫用した違法なものとして取り消されるべきである。また、Aの公立保育園への就園を仮に許可することを求めるXの仮の義務付けの訴えを認める。	本決定にいう「合理的な理由」を「正当な理由」に読み替えれば、本決定の判断は、市町村の教育委員会が障害児の公立幼稚園への就園を許可しないことが不当な差別的取扱いに当たるかどうかを判断するに際して参考になると考えられる。

4	知的障害者の問題行動を理由とする公立高等学校の退学処分が適法であるとされた事例	東京地判 平成 17 年 9 月 27 日	【X】知的障害のある者（多動性の傾向が強い）	【Y】A 都立 B 高校の校長	<p>X は、他の生徒や教職員を素手で殴る、バットや定規でたたく、蹴る、突き飛ばす、髪の毛を引っ張る、水をかける、ボールをぶつける、大声を出すなどして騒ぐなどといったことを、教職員による制止や厳しい注意にもかかわらず、執拗に繰り返していた。これらの X の行動のために頻繁に授業が中断したり、X にたたかれた生徒や教職員が鼻血などの出血をするなどの傷害を負ったりしたことも少なくはなかった。このため、他の生徒からは、X のために正常に授業が受けられないばかりか、身体へ危害が及ぶことへの苦情が寄せられていた。</p> <p>本件高校は、X の保護者に対し、連絡帳などの記載や口頭で、X の問題行動をその都度伝えて、改善を求めている。Y は、累次にわたり X の保護者と面談し、X の問題行動を報告してその改善を求めたほか、本件高校で X を教育するのは限界である旨を告げて、他の教育機関に転学することなどを検討するようにも勧告していた。X の保護者が転学などの勧告を受け入れなかったため、Y は、X の保護者と面談し、口頭で退学勧告を行った。</p> <p>その後、Y は、X の他の生徒や教職員に対する暴力行為と自まな行動が学校の正常な教育活動の妨げになっているとして、X を退学処分にした。</p> <p>X は、Y に対し、退学処分は事実誤認などにより Y の裁量権を逸脱しており違法であるとして、その取消しを求めた。</p>	<p>退学処分の選択が、全く事実の基礎を欠き、あるいは、社会通念上合理性を認めることができないようなものでない限りは、懲戒権者の裁量権の範囲内にあるものとして、その効力を否定することはできないものというべきである。</p> <p>X の暴力行為と自まな行動については、X が、その意味内容を理解しつつ、自己の欲求のままにこれらの行動を繰り返し引き起こしていたものと評価せざるを得ない。</p> <p>B 高校が、X に障害があることを踏まえた上で、X に様々な配慮を行いながら、X の行動が改善しなかったことから、X が退学処分事由である「性行不良で改善の見込がないと認められる者」の該当性を検討することは許される。</p> <p>Y が本件退学処分を選択したことは、全く事実の基礎を欠き、あるいは、社会通念上合理性を認めることができないとはいえず、本件退学処分は適法である。</p>	<p>知的障害者の問題行動を理由とする公立高等学校の退学処分が「不当な差別的取扱い」に当たるかどうかを検討する際の参考になると考えられる。</p> <p>仮に公立高校の配慮によって知的障害者の行動が改善していれば、退学処分は知的障害者の問題行動に対する懲戒処分として酷であると判断される可能性は残る。</p>
5	障害児の保育所入所を承諾することを義務付ける訴えが認められた事例	東京地判 平成 18 年 10 月 25 日	【X1】カニューレを常時装着する乳幼児（こう頭軟化症、身体障害者等級 4 級）  【X2】X1 の父  【X3】X1 の母	【Y】A 市	<p>X2 は、A 市の福祉事務所にに対し、累次にわたり X1 の保育園入園申込等を行った。処分行政庁は、各申込に対し、入園申込書を受理せず、又は承諾しない処分を行った。その理由は、児童福祉法が規定する「適切な保育を確保することが困難」というものであった。なお、申込先の各保育園には、看護師が各 1 名配置されていた。</p> <p>X2 は、Y に対し、X2 には児童福祉法が規定する「児童の保育に欠ける」事由があり、かつ、X1 はたん等の吸引が適切に行われれば、保育園に通園することができることを理由に、上記の保育園入園の各不承諾処分が違法であるとして、本件各処分の取消しと保育園入園の承諾の義務付けを求めるとともに、Y に対し、上記の各入園申込をめぐり Y の公務員の対応が国家賠償法上違法なものであり、これにより損害を被ったとして、国家賠償請求を求めた。</p>	<p>障害のある児童であっても、その障害の程度・内容に照らし、障害のない児童と身体的、精神的状態及び発育の点で同視することができ、保育所での保育が可能にもかかわらず、児童福祉法が規定する「やむを得ない事由」があるとして、保育を承諾しなかった場合には、行政庁の裁量の範囲を超え、又は裁量権を濫用したものであるというべきであって、違法と解するのが相当である。</p> <p>X1 は、たん等の吸引と誤えんへの注意の点について格別の配慮を要するものではあったが、保育所での保育が可能であったと認めるべきである。また、看護師が X1 の世話に付きっきりになる必要があったとはいえず、看護師にとって過大な手間となるということまではできない。</p> <p>以上から、各不承諾処分は取り消されるべきものであり、また、X1 にいずれかの保育園への入園を承諾すべき旨を命ずる判決をするのが相当であるというべきである。</p>	<p>医療的ケアが必要な障害児に対する保育所による合理的配慮の不提供の判断に際して参考になると考えられる。</p> <p>保育所入所の申込に際し、障害児の親からたん等の吸引が必要であるとの意思の表明があった場合、障害児に必要な配慮の内容と保育所による配慮の提供可能性を検討せずに保育所入所を不承諾とすることは、不当な差別的取扱いのみならず合理的配慮の不提供にも当たる可能性がある。</p>
6	肢体不自由者が就学すべき中学校として公立中学校を仮に指定することを求めた申立てが認められた事例	奈良地決 平成 21 年 6 月 26 日	【X】脳性麻痺による四肢機能の障害がある者（車いすを利用、身体障害者等級 1 級）  【A・B】X の保護者	【Y】C 町  【D】C 町立中学校  【E】C 町立小学校  【G】F 県立養護学校	<p>X は、E 小学校において、特別支援学級の担任教員の補助を受けながら、教室移動が必要な科目も含め全授業を普通学級の児童と共に受け、卒業した。</p> <p>保護者らは、X を地元の D 中学校に就学させたいと考えていたが、C 町教育委員会は、F 県教育委員会に対し、X を特別支援学校に就学させるべき旨を通知した。</p> <p>その後も、保護者らは C 町教育委員会に対し、X を D 中学校に就学させたいとの希望を伝えていたが、F 県教育委員会は、X を就学させるべき特別支援学校として G 養護学校を指定した。</p> <p>D 中学校への就学を強く希望する X は、Y に対し、C 町教育委員会が、X の就学すべき中学校として D 中学校を指定することの義務付けを求める訴えを提起するとともに、X の就学すべき中学校として D 中学校を仮に指定するよう仮の義務付けの申立てを求めた。</p>	<p>通常の中学校が特別支援学校かの判断については、市町村教育委員会に一定程度の裁量の余地が認められるものの、事実に対する評価が合理性を欠くなど著しく妥当性を欠き、特別支援教育の理念を没却するような場合には、その裁量権を逸脱又は濫用したものであるというべきである。</p> <p>X の就学すべき学校として D 中学校を指定することが、教育上のニーズに応じた適切な教育を実施するために最もふさわしいことができ、その障害の状態に照らして、通常の中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると十分に認められる。</p> <p>C 町教育委員会は、X の就学すべき中学校として D 中学校を指定しなければならず、同教育委員会がその指定をしないことは、その裁量権を逸脱又は濫用したものであるとして違法といわざるを得ない。</p>	<p>「正当な理由」や「合理的な理由」といった表現を用いていないものの、教育委員会が肢体不自由者の就学すべき中学校として公立中学校を指定しないことが不当な差別的取扱いに当たるかどうかを判断するに際して参考になると考えられる。</p> <p>本決定の背景には、肢体不自由者にどのような能力があり、何ができるのかという積極的観点から将来の可能性を信じて肢体不自由者の就学可能性を判断するという特別支援教育の理念があると考えられる。</p>

7	公立中学校の特別支援学級への入級と在級の継続などが違法な差別的取扱いに当たらないとされた事例	富山地判 平成 28 年 9 月 21 日	【X】軽度の知的障害や自閉症のある者 (小学校 1 年生から特別支援学級に入級)	【Y】A 町  【B】本件中学校の校長(H19・20 年度)  【C】本件中学校の校長(H21 年度)  【本件中学校】A 町立中学校	<p>X は、B 校長の入級処分により特別支援学級に入級した。本件入級処分は、本件中学校に設置された校内の就学指導委員会の判断に基づいている。</p> <p>X は、卒業するまでの間、本件中学校の特別支援学級に在級していた。X の在学期間中、A 町教育委員会に設置された A 町心身障害児就学指導委員会による検討会が毎年度当たり 4 回開催されており、その検討結果に基づき、本件中学校の校長は、X の特別支援学級在級を継続させることにした。</p> <p>X は、Y に対して、本件中学校の校長が X を本件中学校の特別支援学級に入級させ、卒業時まで在級させたことは、憲法 14 条 1 項が禁止する違法な差別的取扱いに当たる。本件中学校の校長が普通学級の生徒と特別支援学級の生徒との間で教材の配付などについて異なる取扱いをしたことは、違法な差別的取扱いに当たる。本件中学校の校長が平成 21 年度に教育計画を変更し、教諭の配置が各教科 2 名ずつから 1 名ずつになり、指導を受けられる時間が半分になったことは、裁量の逸脱・濫用に当たると主張して、国家賠償請求として、慰謝料の支払を求めた。</p>	<p>入級処分は校務をつかさどり、教育の専門家である校長の広範な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、X の入級処分は裁量権の限界を超えたものとはいえず、在級継続の判断についても裁量の逸脱又は濫用を認めることはできない。</p> <p>教育内容・方法の決定は、教育の専門家である校長や教諭の広範な裁量に委ねられるべきであり、教材の配付についても、その効果的な活用という観点から、その時期を異にすることが必要となるものであって、配付時期を普通学級の生徒と特別支援学級の生徒とで別異にすることは、それ自体をもって違法な差別的取扱いとみることはできない。</p> <p>教育計画の立案・遂行は校長の広範な裁量に委ねられる。また、教諭の配置は校長の担う校務に含まれると解され、かつ、高度に専門的な事項で校長の広範な裁量に委ねられるべきものといえる。このため、1 教科につき 2 名の教諭を配置することが望ましいとはいえ、これを減じることは著しく妥当性を欠くものといえることはできない。</p>	<p>本判決は、教育内容に係る差別的取扱いに合理的根拠があったかどうかを、教育上特別の支援が必要かどうかによって判断している。そうすると、校長による特別支援学級への入級と在級継続の判断に合理的根拠があれば、原則として教育内容の差別的取扱いにも合理的根拠はあるということになると考えられる。</p> <p>本判決にいう「合理的根拠」を「正当な理由」に読み替えれば、公立学校の校長が障害者を特別支援学級に入級させ、在級させることなどが不当な差別的取扱いに当たるかどうかを判断するに際して参考になると考えられる。</p>
8	電動車いす利用者に対する駅員からの侮辱的発言等について鉄道会社の損害賠償責任が認められた事例	大阪地判 平成 11 年 3 月 11 日	【X】脳性麻痺による緊張性アテトーゼがあり、電動車いすを利用している者(身体障害者等級 1 級)	【Y】鉄道会社	<p>鴻池新田駅、住吉駅の両駅とも、改札からホームへのエレベーターが設置されておらず、X は、駅員の介助を得て、鴻池新田駅では階段用車いす運搬機によって、住吉駅では、階段とエスカレーターを併用して垂直移動を行っていた。</p> <p>X は、当初、鴻池新田駅を利用しており、転居以降は、最寄り駅の住道駅を利用するようになったが、家族宅の最寄り駅である鴻池新田駅を利用することもあった。その後、以下の(1)～(5)のような出来事があった。</p> <p>(1)駅員が、X を一人で電車に乗せてよいか確認する必要があると考え、X の承諾を得ずに X の鞆を開け、X の手帳から X 宅の電話番号を確認した。</p> <p>(2)駅員が、鴻池新田駅内で X を階段の上まで運んだ際、そのままでは階段に近すぎて危ないことや、駅員の点呼が終わっておらず急いでいたことから、X に対し「はよ前へ行ってや」との発言をした。</p> <p>(3)京橋駅で電車を降りた X に対し、駅員が「邪魔な車いすやなあ、他のお客さんが迷惑やないか」との発言をした。</p> <p>(4)鴻池新田駅で電車を降りた X に対し、駅員が「こんな遅く帰ってきても駅員が少ないから困るやないかあ、もっと早く帰ってもらえないか」と発言した。</p> <p>(5)鴻池新田駅で電車を降りた X に対し、駅員が「この駅は駅員が少ないから、行きも帰りも両方というのは困る。頼むから来んといてくれ」と発言した。</p> <p>X は、以下の ~ を求め、提訴した。</p> <p>：両駅において、乗客用エレベーターを設置せず、Y 社駅員の介助を前提とした旅客運送サービスを提供しているのは、憲法 13 条(個人の尊重・幸福追求権)、22 条(居住・移転の自由)、14 条(法の下での平等)、障害者基本法等に違反するとともに、旅客運送契約上の安全配慮義務に違反するとして、違憲違法であることの確認</p> <p>：両駅に乗客用エレベーターが設置されていないことは、土地工作物の瑕疵に当たるとして、土地工作物責任(民法 717 条)に基づく損害賠償</p> <p>：駅員による侮辱的・差別的言動や危険な行為によって精神的苦痛を被ったとして、安全配慮義務違反(債務不履行)等による損害賠償</p>	<p>エレベーターの設置を求める給付の訴えによることなく、その給付請求権の存否を判断する上での前提問題にすぎないエレベーターの不設置が違憲違法であることの確認を求める X の訴えは、確認の利益を欠くというべきである。【左記 関係】</p> <p>民法 717 条は、土地工作物が通常備えるべき安全性を備えていないことによって生じた損害について、その所有者が損害賠償責任を負うことを定めた規定にすぎず、土地工作物について憲法や各種法令上の規定の趣旨に違背する点があることから、直ちにその所有者に損害賠償責任が発生すると解すべきものではない。【左記 関係】</p> <p>(1)は X のプライバシーを侵害するものであり、違法ではあるが、目的の正当性、プライバシー侵害の程度が軽微であることから、慰謝料をもって償うほどのものではない。(2)及び(3)については、Y 社社員の不法行為及び Y 社の債務不履行に当たるといえる。(4)や(5)は X に不快感を抱かせるものではあるが、不法行為や債務不履行となるほどの違法性を有するとはいえない。【左記 関係】</p> <p>Y 社の駅員に対する監督・指導については、現場の個別的指導に委ねていたものと認められ、現場における指導体制の確立のために組織的な対応を行っていたと認めるに足りる主張立証がないから、Y 社は駅員に対する監督・指導について注意義務を尽くしたということではできないといえるべきである。</p> <p>Y 社駅員は X の介助に直接携わっていた者であり、X は、Y 社駅員にある種その身を委ねるべき関係にあった。日常から介助を受け、その身を委ねていた Y 社駅員から、かかる侮辱的言動を受けた X の精神的苦痛は決して小さいということではできない。</p>	<p>(2)や(3)の発言は、車いすを利用しなければ移動できない X に対してなされた点や、それが X の名誉感情を害するものであることを重視して、違法性が認められている。</p> <p>(4)や(5)の発言は、車いすの利用を理由として、障害のない者であれば当然に利用できる電車について、その利用を控えるよう求めるものであり、障害者差別解消法の下では不当な差別的取扱いに該当する可能性がある。</p> <p>使用者責任を回避するためには、事業者は、従業員等に対し、研修、マニュアル配布といった組織的な監督・指導をしておくことが求められると考えられる。</p> <p>慰謝料の検討に当たっては、原告と継続的な関わりがあり、かつ、身を委ねざるを得ない人からの侮辱的言動であった点が考慮されている。</p>

9	車いす対応トイレが鉄道の車両に設置されていないことは障害者に対する差別等に該当せず、その設置等が認められなかった事例	東京高判 平成 14 年 3 月 28 日	【X】脊髄動静脈奇形による下肢麻痺を発病し、車いすを利用している者（身体障害者等級 1 級）	【Y1】鉄道会社  【Y2】国	<p>X は、Y1 が運行する観光列車に乗車したが、車両が車いす利用者が単独で乗車するには適しない構造であり、また、車いす対応トイレが設置されていないため、同乗した支援者らが飲み物を飲んで歓談しているのに、X は車中で飲み物を飲むことができず、また、尿意が強まり、我慢しなければならない状態であったため、景観を楽しむことができなかった。</p> <p>X は、Y1 社に対し、車両に車いす対応トイレが設置されていないことは、憲法 13 条、22 条、及び 14 条に違反し、不法行為にあたることを主張して、車いす対応トイレの設置と損害賠償とを求め、Y2 に対し、Y1 社に対する指導を怠ったこと等を理由に国家賠償法 1 条 1 項に基づく国家賠償を求めて提訴した。</p> <p>さらに X は控訴審において、国連の「一般的意見・第 5」により、社会権規約 2 条 2 項の差別禁止規範の対象として、障害を理由とした差別が含まれることが明らかとなった等として、Y1 社が社会権規約に違反し、民法 90 条の不法行為責任を負うこと、及び、Y2 についても Y1 社が社会権規約に違反していることを熟知しながら、Y1 社に対して指導をしなかったことは、同項に違反するとの主張を新たに追加した。</p>	<p>憲法 22 条は、私人相互の関係を直接規律することを予定していないが、私人間における人権侵害の態様・程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、民法 1 条、90 条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用により、私的自治の原則と基本的人権との適切な調整を図るべきである。</p> <p>旅行の自由は積極的に車いす対応トイレを設置するよう要求する根拠となる権利ではないこと、Y1 社も営業の自由を享有する主体であること、全車両に車いす対応トイレを設置することを義務付けると Y1 社に過大な義務を課することになること、Y1 社が車いす利用者を故意に排除する意図を有しているとは認められないこと等から、Y1 社が車両に車いす対応トイレを設置していないことが、憲法 22 条 1 項の趣旨に違背して憲法 13 条の幸福追求権を侵害し、不法行為を構成するとは認められない。</p> <p>車いす対応トイレを設置することが理想であるが、憲法 14 条によって保障された法の下での平等がそれを要求しているとはいえない。現実に存在する差異のうちどの差異について、どのような対策を講じ、いかなる程度まで実質的平等を実現するかは、具体的な立法に委ねられているというべきである。</p> <p>Y2 がいかなる施策を実施するかについては、Y2 の広範な裁量が認められ、特定の政策を実施しないことが著しく不合理であるということはいえない。</p> <p>「一般的意見・第 5」は、我が国に対し法的拘束力があるとはいえず、その内容を取り込んで憲法を解釈すべき理由はない。</p>	<p>過大な義務（過重な負担）を課す配慮の提供は、障害者差別解消法も求めておらず、本判決の判断要素が参考になると考えられる。</p> <p>本判決が、「立法に委ねる」と述べる部分について、障害者差別解消法が制定されたことの意義は大きい。ただし、事業者の合理的配慮の提供は努力義務であり、本件と同様の事案（極めて公共性の高い事業者による合理的配慮の提供）が問題となった際、憲法 14 条の趣旨に反し不法行為が成立するといえるかは、今後の裁判例の蓄積を待つ必要がある。</p>
10	駅の介助職員の車いす利用者への対応（ホーム上でブレーキを掛けなかったこと）が安全配慮義務違反に当たるとされた事例	東京高判 平成 15 年 6 月 11 日	【X】脳性麻痺による緊張性アテトーゼのある者（身体障害者等級 1 級）	【Y】鉄道会社  【A】本件駅において主として車いす利用者の対応を主な職務としていた者	<p>X は、単身で車いすに乗り、駅構内から改札外へ移動するに当たり、Y 社の駅員である A の介助を受けた。</p> <p>A は、ホーム上で X の乗った車いすから一時離れたが、その際、車いすのブレーキを掛けなかったため、車いすが線路方向に向かって動き出し、X は死に直面するような恐怖を味わった。また、改札外でも A が車いすのブレーキを掛けずまま X を放置したことにより、車いすが動き出し、X は強い不安を感じた。</p> <p>X は、Y 社に対し、債務不履行（安全配慮義務違反）又は不法行為を理由に、慰謝料等の損害賠償を求めて提訴した。</p>	<p>Y 社は、X が鉄道施設等を利用する間、その安全を確保すべき契約上の義務を負ったものといわなければならない。</p> <p>A としては、X の車いすが動き出し、あるいは押し出される危険がないよう、少なくとも車いすのブレーキを掛けてから離れるべき注意義務があったものといわなければならない。</p> <p>Y 社は、ホーム上での介助については、X に対する安全配慮義務の履行を怠ったものと認めるのが相当である。</p> <p>一方、改札外での介助については、X の生命、身体の安全に現実的な危険が生じたことを認めるには至らないから、X の主張は採用することができない。</p>	<p>本判決を前提とすれば、車いすの介助を専門的に行う駅員だけでなく、Y 社の他の駅員が車いすのブレーキを掛けなかった場合にも、安全配慮義務違反を問われる可能性があると考えられる。</p>

11	航空会社が身体障害者の単独での航空機搭乗を拒否したことにつき、会社側の債務不履行責及び不法行為責任が認められなかった事例	大阪高判 平成 20 年 5 月 29 日	【X】脳性麻痺、両上肢及び両下肢に著しい機能障害がある者（身体障害者等級 1 級）	【Y】航空会社  【A・B・C】X の友人  【D】Y 社の受付担当者  【E】Y 社の日本支社 関西国際空港支店 空港カスタマーサービス部長	<p>X は、午前 10 時に出発する国際便に搭乗するため、同日 7 時 45 分ごろ、見送りの友人である A、B、C とともに空港に到着した。B は、X の搭乗手続きに際し、X に身体障害があること、出国ゲートから現地の到着ロビーまでは介助者が同行せず、X が単独で搭乗することを D に伝えたとともに、機内食及びトイレに関して介助を依頼した。</p> <p>同日午前 8 時 50 分ごろ、E は、X と B に対し、介助者の同行がなければ X は搭乗できない旨告げるとともに、その理由として、X に言語障害があり、意思疎通がスムーズにできないこと、上肢及び下肢に障害があることを挙げた。</p> <p>B は E に対し、搭乗拒否の理由について具体的説明を求めるとともに、X の状態を説明するなどして単独搭乗を認めるよう要望したものの、E は X の単独搭乗を認めず、結局、X は搭乗することができなかった。</p> <p>X は、「航空運送人による特別な援助を必要とする場合は搭乗拒否できる」とする Y 社の航空運送約款が無効であること、本件搭乗拒否は、合理的な裁量の範囲を逸脱し、旅客運送契約における解約権行使として無効であること、本件搭乗拒否は公序良俗に反し Y 社は不法行為責任を負うことを理由に、Y 社に損害賠償を求めて提訴した。</p>	<p>Y 社の航空運送約款にある「特別な援助」は、航空運送人が対応困難又は対応できない援助と解することが合理的であり、かかる解釈によって本件規定が無効になるものではない。</p> <p>E は、出発 2 時間前に D から報告を受けたほか、X に関する情報を事前に一切知らされていなかったため、搭乗手続直前の段階における D からの情報に基づいて検討した結果、X に対する介助や緊急時における X に対する援助態勢について不安を持ち、介助者の同行を求めるといって極めて慎重な態度をとったものであるが、限られた情報と時間的余裕のない中で、E の取った対応が、航空会社として不合理に過ぎる判断であったとまでは言い難いものである。</p> <p>E は、X の身体の状況や外観により X を差別的に取り扱ったものではなく、限られた情報と時間的余裕のない中、X には「特別な援助」が必要との判断に基づき搭乗拒否に及んだものであって、このことが公序良俗に反するとまでは言えず、本件搭乗拒否について、Y 社に不法行為責任を問うことはできない。</p>	<p>安全上の問題も、「正当な理由」の一事由となり得ると考えられるが、それが本当に正当と言えるかどうかは、本判決が示したように、慎重な判断が求められると考えられる。</p> <p>人的制約や安全確保が図れないといった事情は、「過重な負担」の判断で考慮されるものと考えられる。</p> <p>事業者側の有する情報が不十分な場合や時間的制約がある場合には、合理的配慮の提供が十分にできなかったとしても、事業者側の責任が問われない場合もあることが窺える。</p>
12	障害者の介護者に対する公共交通機関運賃割引制度を市の職員が説明しなかったことについて市の損害賠償責任が認められた事例	東京高判 平成 21 年 9 月 30 日	【X】A の親  【A】身体障害者手帳（3 級）の交付を受けた者	【Y】Y 市  【B】Y 市の健康福祉部健康福祉課職員	<p>A が身体障害者手帳の交付を受けた際、X は、福祉の制度について大まかな説明を受ける中で、A の鉄道運賃及びバス運賃について 5 割引になること等の各種割引制度について B から説明を受けた。X は障害者の運賃割引制度について質問をしたが、介護者の運賃割引に関し、直接的な質問をすることはなく、B も説明をしなかった。</p> <p>X は、JR 東日本を利用した際、同社の係員から介護者に対する運賃割引制度の説明を受け、初めてその制度を知るに至った。</p> <p>X は、A の鉄道運賃及びバス運賃の割引については説明を受けたものの、介護者の運賃割引に関しは何らの説明を受けておらず、これは Y 市職員の説明義務（情報提供義務）違反にあたるとして、X が介護者として支払った運賃と割引額相当額との差額の損害賠償等の支払いを求めた。</p>	<p>介護者の鉄道及びバス運賃の割引制度は、身体障害者福祉法の「身体障害者の福祉に関し、必要な情報」に該当するものというべきである。</p> <p>B は介護者の運賃割引制度について説明しておらず、また、身体障害者手帳の交付の際に X が受け取った旧てびきには、「JR（鉄道・バス）私鉄（鉄道）の運賃の割引」という欄に、「第 1 種身体障害者（介護付）5 割」という記載があるが、一読して介護者の運賃割引と理解することは困難であること等を総合すれば、Y 市は、X に対し、「身体障害者の福祉に関し、必要な情報」というべき介護者の割引制度について情報提供したとは認められない。</p>	<p>本判決は、介護者の運賃割引は、障害者の移動の自由を保障する実質的意義を有するとし、また、介護を要する身体障害者が移動の自由を確保するためには、介護者による介護が不可欠であることを考慮すべきであると述べており、介護者への配慮が障害者自身への配慮に当たり得ると考えている。</p>
13	聴覚障害者と銀行との間で手話通訳者を介さずに締結された保証債務契約と根抵当権設定契約の錯誤無効が否定された事例	東京地判 平成 14 年 5 月 20 日	【X】銀行  【E】X の担当者	【Y】先天的な聴覚障害のある者  【A】工作機器、工具の修理、販売を業とする株式会社  【B】A の代表者（Y の義弟、C の夫）  【C】Y の妹  【D】Y の義妹（Y の妻の妹）	<p>X は、B から A に対する金 500 万円の融資の申込みを受けた。X は、A に対し、金 500 万円を貸し付けたが、A が、手形交換所の取引停止処分を受けたときは、X に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済するという約定があった。</p> <p>B は、X に融資の申込みを行った際、Y が保証人になることができ、Y が所有する不動産に根抵当権を設定できると説明した。そこで、B と E は、Y の自宅を訪ね、E は、A に 500 万円を融資すること、Y にその保証人となってもらうこと、Y 所有の本件不動産に根抵当権を設定することを説明し、B が E の説明を身振り、手振り、言葉を交えて Y に伝え、Y は軽くうなずいた。B が実印を持ってくると伝え、Y は、すぐに自分の実印を持ってきた。</p> <p>Y は、X に対し、前記の金銭消費貸借契約に基づき、A が X との取引によって現在および将来負担する一切の債務について保証する旨の契約書、及び、不動産を目的とする根抵当権を設定する旨の契約書に署名押印した。</p> <p>A は、その後、手形交換所の取引停止処分を受け、X に対する債務について期限の利益を失った。B は、行方不明となった。</p> <p>X は、Y に対し、保証債務の履行と根抵当権の存在確認を求めた。これに対し、Y は、先天的聴覚障害者であるのに、E が手話通訳者を通じて契約内容を説明しなかったため、契約内容を理解できず、契約締結の意思がなかったから契約は不成立であるか、または錯誤により無効であると主張した。</p>	<p>Y が、根抵当権を設定し、保証契約を締結する意思を有していると推断できる行為を行ったことは明らかであり、これと合致する X の意思表示があることも明らかであるから、根抵当権設定契約及び保証契約は成立したと認められる。Y がこれに対応する内心的効果意思を有しなかった場合には、錯誤による無効が問題になるに過ぎない。</p> <p>E が口頭で説明したとか、B が E の説明を手話でなく身振りで伝えたなどという方法では、ただちに契約内容を Y に理解させることはできなかったというべきである。</p> <p>一方で、文章による日本語理解能力の観点からは、Y は過去多数回にわたって根抵当権設定契約書等に署名押印していること等に照らすと、本件各契約書の内容を理解しないまま署名押印したとの Y の主張は採用できない。</p> <p>Y は聴覚障害者であり、X の担当者において Y の保証及び担保提供の意思を確認する際に、手話通訳者を付けることが望ましい状況であったとはいえる。しかし、Y が本件各契約書の内容を理解しないまま、これらに署名押印し、表示に対応する内心的効果意思を有していなかったとは認められない。</p>	<p>本判決は、Y のコミュニケーションの手段が限定されていることを考慮すると、銀行は Y の保証と担保提供の意思を確認する際に手話通訳者を付けることが望ましいとしており、意思疎通に障害のある者に対する銀行の合理的配慮の内容を検討する際に参考になると考えられる。</p> <p>仮に手話通訳を付けずに保証契約と根抵当設定契約が締結された場合には、合理的配慮の不提供に当たる可能性がある。この場合、保証契約と根抵当権設定契約が民法 90 条の公序良俗に違反し無効であると判断されるかどうかの問題となると考えられる。</p>

14	賃貸マンションにおいて車椅子では利用できない箇所があることの説明を怠ったとしてマンションの賃貸人の義務違反が認められた事例	東京地判 平成 23 年 2 月 18 日	【X】身体障害のある者（車いすを常時利用）	【Y1】UR 都市機構  【Y2】品川区	<p>大崎駅東口の再開発事業の一環として、28 階建てのマンション（本件建物）が建設され、Y1 はこれを取得・所有している。大崎駅と本件建物の間は、Y1 が Y2 の委託を受けて設計施工したベデストリアンデッキ（本件通路）でつながっている。X は、本件建物の一室を、期間の定めなく賃借する賃貸借契約を Y1 機構と締結し、入居した。</p> <p>しかし、本件通路にはエレベーターが設置されておらず、車いす利用者は、本件通路を通行したまま本件建物から大崎駅まで行くことはできないため、途中のエレベーターで一旦地上に降り、そこから歩道を通行しなければならなかった。</p> <p>また、本件建物には屋上庭園が設けられているが、そこには 28 階から階段を利用しなければ行くことができず、車いす利用者にとって利用困難となっている。</p> <p>本件建物には、17 人乗りのエレベーターを改修するまで、身体障害者用のエレベーターは 1 台しかなく、当該エレベーターは、X が車椅子の向きを変更したり、操作ボタンを押すことが困難な構造であった。</p> <p>X は、Y1 機構に対し、車いす利用者が他の者と同様に利用できる構造のマンション及び歩行者専用通路を提供する義務があるのに、これを怠り、車いす利用者が他の者と同様に本件建物及び本件通路を利用できないことを説明する義務があるのに、これを怠ったとして、債務不履行に基づく損害賠償等の支払を求めた。また、Y2 に対し、本件通路の設置管理に瑕疵があった、本件建物及び本件通路の建築・建設につき Y1 機構への監督を怠ったとして、国家賠償法に基づく損害賠償の支払を求めて、提訴した。</p>	<p>Y1 機構は、X と本件契約を締結するにあたり、本件契約に付随する義務として、車いす利用者は、本件通路を通行して大崎駅まで行くことはできないこと、本件庭園に行くためには階段を利用しなければならず、車いす利用者は、本件庭園を利用することが困難であることを説明する義務があったというべきである。しかし、Y1 機構は、これらの事実を説明しなかったと認められ、債務不履行を構成するというべきである。</p> <p>身体障害者用エレベーターに関しては、X が公開見学会に参加した際、本件建物の 17 人乗りのエレベーターは身体障害者用ではないことに気付いたと認められるから、Y1 機構が X に説明すべき義務があったとは認められない。</p> <p>本件契約は、本件建物という特定物を目的とする賃貸借契約であり、Y1 機構が X に賃貸する対象物は、本件契約締結当時予定されていた形状、仕様の本件建物であるというべきであって、X が主張するような目的物提供義務が本件契約から生じるということではない。</p> <p>エレベーターが設置されていなかったことをもって、本件通路が通常有すべき安全性を欠くということではなく、Y2 に関し、本件通路の設置又は管理に瑕疵があったということではない。</p>	<p>障害があることによって、施設や設備の利用に支障が生じる場合には、障害者に対して丁寧に説明することが事業者には求められ、そのような説明を行わなかった場合には、債務不履行責任を問われる可能性があることを本判決は示唆するものである。</p>
15	事業者によるうつ病患者の音楽教室受講拒否が不法行為とならないとされた事例	東京地判 平成 24 年 1 月 16 日	【X】うつ病に罹患している者	【Y】音楽教室の経営などを目的とする株式会社	<p>X は、Y の経営する A 店において、声楽とギターのレッスンを受講したものの、X と Y との間でトラブルが生じた。トラブル後、X は上記レッスンを受講せず、Y は、X からすでに受領していた月謝のうち、最後の 2 か月分を X に返金した。</p> <p>その後、X は改めて A 店を訪れ、声楽のレッスンの受講を申し込んだ。これに対し、Y の従業員は、X のレッスン受講を認めなかった。このとき、Y の従業員は、本件受講拒否の理由を X に対して説明しなかった。</p> <p>X は、Y による受講拒否は X に対する不法行為となり、これによって X が精神的苦痛を受けたとして、Y に対し、慰謝料の支払を求めた。</p>	<p>Y は私企業であり、個人からの受講の申込みに対して、これを拒絶すべき正当な理由がない限り拒絶できない義務を負っていると認めることはできない。</p> <p>トラブル後、X が改めてレッスン受講を申し込んだのに対して、Y が受講を拒絶したことを考慮すれば、X がうつ病であることを理由に受講を拒絶したとは直ちには認められず、うつ病に罹患している X について、うつ病でない者と区別した取扱いをしたものであるとも直ちには認められない。</p>	<p>事業者によるサービスの利用拒否が不当な差別的取扱いに当たるかどうかを判断するに際して参考になると考えられる。</p> <p>事業者によるサービスの利用拒否が障害者と事業者とのトラブルを経緯として生じている場合には、障害者はサービスの利用拒否が障害を理由としたものであることを主張立証する必要があると考えられる。</p>
16	ネットカフェにおいて精神障害者の入店を拒否したことにつき、入店拒否をした店長の不法行為及びネットカフェを運営する会社の使用者責任があるとして、慰謝料請求が認められた事例	東京地判 平成 24 年 11 月 2 日	【X】精神障害のある者（精神障害等級 2 級）	【Y1・Y2】Y1 社の名称でインターネットカフェを営業している会社  【Y3】本件インターネットカフェの店長	<p>X は、過去に本件インターネットカフェ（本件店舗）を 10 数回利用したことがあったが、ある日、本件店舗の利用後に、本件店舗に精神障害者保健福祉手帳を忘れてきたのではないかと考え、本件店舗に電話をかけて問い合わせた。</p> <p>翌日、X は会員証を提示して本件店舗に入店しようとしたが、Y3 は「過去に別の障害者による無銭飲食事件が発生したが、障害を理由に起訴もされず、代金の回収もできなかったことがあったため、それ以後障害者による利用は断っている」という趣旨のことを述べて、入店を拒否した。X は、Y3 に対して、代金を前払する用意がある旨を告げたが、Y3 がなおも X の入店を拒否したため、X は本件店舗への入店をあきらめた。</p> <p>X は、会員登録を行ったことにより、本件店舗の継続的な利用契約が成立したから、入店拒否は、同契約に基づく Y 会社らの債務の不履行に当たること、入店拒否は、障害者への違法な差別行為であり、X の人格権を侵害するものであって、不法行為を構成すること、X は、本件店舗を日頃の疲れを癒すことができる場所として利用していたのに、入店拒否により多大な精神的苦痛を被ったことを理由として、Y 会社らに対しては債務不履行等に基づき、Y3 に対しては不法行為等に基づき、提訴した。</p>	<p>Y1 は、X が本件店舗で騒ぎ、暴れたことが本件入店拒否の理由である旨主張するが、X が以前に本件店舗で騒ぎ、暴れたことを認めるに足りる証拠はなく、それにより X が入店を拒否されたような形跡もないから、その主張は推認できない。</p> <p>Y3 は、専ら X が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことを理由として入店拒否に及んだのであるから、入店拒否は、公序良俗に反する違法な差別行為であり、不法行為を構成するものというべきである。</p> <p>入店拒否はその理由が不当ではあるものの暴行や脅迫を伴うものであったとは認められないこと、本件店舗の営業に高度の公共性があるとは認められないこと、X が利用できる同種業態の他の店舗がないとは認められないことなどの事情も考慮して、X が受けた精神的苦痛に対する慰謝料額を算定する。</p>	<p>本件の入店拒否は、障害者差別解消法においても、「不当な差別的取扱い」に該当すると考えられる。</p> <p>Y1 は「障害者は無銭飲食しても刑事事件にならないため入店拒否する」と主張するが、本判決はこの点を「障害を理由とした」不利益取扱いであることを推認する根拠として挙げる一方、入店拒否を正当化する理由としては一切考慮していない。精神障害者が他の客とトラブルを起こしやすいなどといった理由も、客観的な根拠はなく偏見に過ぎないといえ、障害者に対する客観性を欠く印象・評判などは、「正当な理由」には該当しない。</p>

17	事業者による車椅子のままの入浴拒否と車椅子利用者への入浴配慮の不提供が不法行為を構成しないとされた事例	東京地判 平成 25 年 4 月 22 日	【X1・X2】両下肢機能全廃により車いす生活を送っている者(普段は介助を受けることな(一人で入浴)	【Y】スーパー銭湯を 経営する株式会社 A 企画	<p>X1 及び X2 は、Y の従業員により、それぞれ車いすのままスーパー銭湯の浴場に入ることは禁止されていることを告げられ、以後、車椅子のまま入浴することを拒否された。</p> <p>X1 らは、Y が、X1 らが車椅子のまま浴場に入ることを合理的な理由なく拒否し、その後も、X1 らが浴場に入ることができるよう配慮をしなかったことなどを主張して、Y に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料の支払を求めた。</p>	<p>Y は、銭湯を利用する全ての顧客の安全面及び衛生面に配慮すべき義務を有するのであるから、Y が、車いすのまま浴場内に入ることを拒否したことはやむを得ないことといわざるを得ず、不法行為を構成しないというべきである。</p> <p>現時点では、車いす利用者の浴場への入場について、事業者側が採るべき措置について定まったものがあると認めるに足りる証拠はなく、Y が特段の配慮的な措置を採らなかったからといって、直ちに不法行為責任を負うとまでは認め難い。</p> <p>もっとも、こうした状況が看過されることが好ましくないことはいうまでもなく、諸法令の規定や趣旨等に鑑み、公衆浴場を営業者等が、公衆浴場を利用する車いす利用者に対する配慮的な措置の策定に努めていくことが求められる。</p>	<p>事業者による不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の判断に際して参考になると考えられる。</p> <p>事業者は、入浴配慮の手段・方法について柔軟な対応が求められ、仮に入浴配慮が過重な負担に当たると判断した場合には、車椅子利用者とその理由を説明することが求められると考えられる。</p>
18	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の適用を受けるために必要な申込書を銀行に「郵送」したが受付を拒否されたことについて銀行及び国の責任が認められなかった事例	東京高判 平成 26 年 8 月 29 日	【X】精神障害のある者	【Y1】銀行  【Y2】国	<p>X は、Y1 銀行に預金口座を開設し、マル優制度(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度)の申込書等を Y1 銀行に郵送したが、Y1 銀行はこれを受け付けず、X に返却した。X は、当該預金の利子に対し、合計 38 円の課税を受けた。</p> <p>X は、東村山税務署の担当官に対し、郵送したマル優制度の申込書等を Y1 銀行が受け付けず、X に返却した事実を告知した上で、Y1 銀行に対する指導監督を求めたが、担当官は、Y1 銀行への指導監督を行わなかった。</p> <p>X は、Y1 銀行は郵送により提出されたマル優制度の申込書等を受け付ける義務があり、不法行為責任等を負うとして、また、東村山税務署の担当官は、所得税法に違反する Y1 銀行に対して指導監督する義務があるところ、それを怠ったものであり、Y2 は国家賠償法上の賠償責任があるとして、提訴した。</p>	<p>Y1 銀行では、マル優制度の申告書等が郵送により送付されたときは、仮に障害者手帳の写しが同封されていても、手帳の提示があったと取り扱うことはせず、申込者との面談等により提示等を求める運用をしていた。これは、相応の法令上の根拠があると認められるべきであり、違法な行為とすることはできない。</p> <p>Y1 銀行は、数次にわたって X 宅を訪問するなどして面談による障害者手帳の提示等を求める等の対応を行ったが、X は、郵送による受付を主張して、面談等に応じることがなかった。Y1 銀行の対応は、やや硬直的な運用との批判が生じる余地があるといえるが、X に画一的な対応をしていたわけではなく、このように X の不利益にならないよう相応に十分な配慮をしていたといえ、いずれにせよ、Y1 銀行の対応が違法とすることはできない。</p> <p>Y2 に対する訴えは、その主張の前提を欠き失当である。</p>	<p>障害の種別等によっては、直接銀行を訪問して手続を行うことが困難なため、郵送による手続を希望する者があることも想定される。このような場合に、郵送による手続を認めることは合理的配慮の一つとなりうるが、それが唯一の方法ではなく、金融機関側が障害者宅に赴いて、手続を進める等の方法も合理的配慮の一つとして認められると考えられる。その意味でも、本判決は、障害者差別解消法の下でも維持されるものと考えられる。</p>
19	事業者による性同一性障害者のゴルフクラブ入会拒否が不法行為を構成するとされた事例	東京高判 平成 27 年 7 月 1 日	【X1】性同一性障害特例法に基づき男から女への性別の取扱いの変更の審判を受けた者  【X2】X1 が代表取締役を務める株式会社	【Y1】A ゴルフクラブを 経営する株式会社  【Y2】Y1 からの委託を受けて、本件ゴルフ場の運営などを行う 権利能力なき社団	<p>A ゴルフクラブを会員として利用したいと考えた X1 は、Y2 に入会手続を問い合わせた。Y2 は、入会のためには Y1 の株式を取得しなければならないこと、入会には 2 名の紹介者が必要であり、面接が行われることなどを教示した。</p> <p>X2 は、ゴルフ会員権販売業者を通じ、Y1 の株式を購入し、Y2 に入会に必要な各書類を提出した上で、記名者(実質的な会員)を X1 として入会を申し込むとともに、Y1 に本件株式の譲渡承認を請求した。</p> <p>Y2 の理事会は、もっぱら X1 が性別適合手術を前提とする性別の取扱いの変更の審判を受けたことを理由に、X2 の入会を認めないことを決定した。また、Y1 は、Y2 の決定に従って、取締役会において X2 の株式の譲渡請求について承認しないことを決定した。</p> <p>X1 らは、Y1 らに対し、X1 の性別変更を理由とする Y1 による入会拒否と Y2 による承認拒否が憲法 14 条 1 項の趣旨などを包含する公序良俗に反し違法であるとして、共同不法行為(民法 719 条)に基づき、X1 に対する慰謝料などの連帯支払を求めた。</p>	<p>本件入会拒否や本件承認拒否が、社会的に許容し得る限度を超えるときは、不法行為を構成するものというべきである。そして、憲法 14 条 1 項や国際人権 B 規約 26 条は、こうした不法行為上の違法性を検討するに当たったの基準の 1 つとなるものと解される。</p> <p>本件入会拒否及び本件承認拒否によって、X1 は、生物学的性別と性別の自己意識の不一致を治療することで、性別に関する自己意識を身体的にも社会的にも実現してきたことを否定されたものと受け止め、人格の根幹部分に関わる精神的苦痛を受けたことも否定できない。</p> <p>Y1 らが構成員選択の自由を有することを十分考慮しても、本件入会拒否及び本件承認拒否は、憲法 14 条 1 項及び国際人権 B 規約 26 条の規定の趣旨に照らし、社会的に許容しうる限界を超えるものとして違法というべきである。</p>	<p>本判決によれば、事業者による不当な差別的取扱いが不法行為上違法と評価されるのは、不当な差別的取扱いによる障害者の権利利益の侵害が憲法などの規定の趣旨を踏まえて社会的に許容しうる限度を超える場合であると考えられる。(憲法の間接適用説を採用)</p> <p>その際、本判決が国際人権規約の規定も挙げていることからすると、障害者権利条約の規定も不当な差別的取扱いの不法行為上の違法性を判断するに当たったの基準となりうると考えられる。</p>

20	発声障害のある市議会議員の議会での発言の機会が奪われたことが議会での発言の権利・自由を侵害するとして市町村の損害賠償責任が認められた事例	名古屋高判 平成 24 年 5 月 11 日	【X】A 市の市議会議員(発声機能を失い、自らの肉声では一般に聞き取れるような発声ができない)	【Y1】A 市  【Y2】A 市の市議会議員	<p>X は、A 市議会議員の在職中に下咽頭がんの治療のため、喉頭を切除し、発声機能を失い、肉声では一般に聞き取れるような発声ができなくなった。</p> <p>X は、市議会において第三者の代読による発言を求めた。これを受け、平成 16 年 9 月、X が本会議場に音声変換機能付きパソコンを持ち込むことが認められたが、X が実際にパソコンを操作できるかどうかや、本会議以外の委員会における X の発言方法等については何ら調査・検討が行われなかった。</p> <p>平成 17 年 7 月、音声変換機能付きパソコンについてデモンストレーションが行われ、X も実際に使用した。同年 11 月、本会議の一般質問では音声変換機能付きパソコンを利用し、再質問については、X のメモを見て事務局職員が代読する取扱いが認められた。</p> <p>X は、市議会における表現の自由、発声障害を有する障害者の議会における発言方法を決定する権利、平等権および市議会議員としての参政権などを侵害され、精神的苦痛を被ったとして、Y1 に対しては国家賠償法 1 条 1 項に基づき、Y2 に対しては民法 709 条・719 条に基づき、連帯して慰謝料の支払を求めた。</p>	<p>議会等での発言は、議員としての最も基本的・中核的な権利といふべきであり、地方議会が、議会等での議員の発言を一般的に阻害するなど、議員に認められた権利・自由を侵害していると認められる場合には、一般市民法秩序に関わるものとして、「法律上の争訟」にあたるといふべきである。</p> <p>平成 16 年 9 月に音声変換機能付きパソコンの持込が認められたが、X が実際にパソコンを操作できるかどうか等について何ら調査・検討がされておらず、X の市議会における発言の機会が確保され、その阻害状態が解消されたとみることができない。</p> <p>平成 17 年 11 月以降は、習熟期間の経過等もあり、X が市議会で発言することを阻害していた市議会の対応は解消し、発言に格別の支障はなくなったと評価するのが相当である。</p> <p>以上より、平成 17 年 11 月までになされた一連の対応は、X の市議会議員としての議会での発言の権利、自由を侵害するものとして、違法な行為であったといわなければならない。</p>	<p>地方議会による合理的配慮の提供の判断に際して参考になると考えられる(市議会議員である以上、その発言方法は基本的に議会の自律権に委ねられることとなるため、本判決は、市議会が第三者の代読による発言を認めなかったことが直ちに議会での発言する権利・自由を侵害するとは述べていない。一方、市議会には、X の発言方法の真摯な検討が求められることとなる。)</p> <p>本事例では、X と市議会との相互理解が十分ではなかったようにみえるため、相互の建設的対話が求められると考えられる。</p>
21	手話通訳士等を介しても意思疎通が困難で黙秘権等の概念を理解できない聴覚言語障害者に対する刑事訴訟手続きのあり方に関する事例	最決 平成 7 年 2 月 28 日	【X】被告人(聴覚・言語障害があり、文字を読めず、手話も会得していない)		<p>X は、窃盗 11 件の容疑で起訴され、審理を受けてきたが、第 1 審では X が手話通訳を理解できず身振り手振りでの意思疎通になっており、黙秘権さえも理解できていない状態であること等の理由から、公訴が棄却された。</p> <p>第 2 審では、X が手話通訳士を介しても意思疎通ができない状態であることは、訴訟能力が欠けていることを意味しており、そのような場合は、公判手続きを停止すべきであった。そして、本件の公判手続きを停止すべきかどうかについては、医師や心理学等の専門家等の意見を聴くなどして、さらに審理を尽くすのが相当であるとして、第 1 審に差し戻した。</p> <p>X 側は、第 2 審の破棄差戻し判決に対し、上告を行った。</p>	<p>公判手続停止の期間が異常に長期にわたり、かつ、訴訟能力回復の可能性が全くないと認められる場合は、検察官が公訴を取り消し、これに基づいて公訴棄却の決定がされることも十分考えられるのであって、X が生涯にわたり X の地位に置かれることを肯定しているものでないことは明らかである。</p> <p>X の訴訟能力に疑いがあるといわなければならない場合は、裁判所としては、医師等の意見を聴くなどして、X の訴訟能力の有無について審理を尽くし、訴訟能力がないと認めるときは、原則として公判手続を停止すべきものと解するのが相当であり、これと同旨の原判断は、結局において正当である。</p>	<p>聴覚障害者には手話通訳士の選任などの合理的配慮が提供されるべきであるが、本件は、合理的配慮を尽くしてもなお訴訟能力を欠いている場合に、どのような対応をとるべきかが問題となった事案であり、今後の同旨の事案を判断するに当たり参考になると考えられる。</p>
22	強盗事件等で逮捕、勾留、起訴された後、真犯人が現れ無罪となったことにつき、被疑者(原告)が知的障害者であることを知りながら自白を誘導した警察官及び自白調書を偏重した検察官の行為の違法性を認め、国家賠償請求が認められた事例	宇都宮地判 平成 20 年 2 月 28 日	【X】知的障害のある者(知的障害等級 1 級)  【A】養子縁組による X の養父	【Y1】国  【Y2】栃木県  【C・D】宇都宮東警察署の警察官  【E】宇都宮地検の副検事	<p>宇都宮市で 8 月に暴行事件が発生し、X が逮捕された。その後、X は 4 5 月に発生していた強盗事件一、強盗事件二の容疑でもそれぞれ逮捕された。</p> <p>各事件の弁論はそれぞれ併合され、X は公判において公訴事実は間違いないと認めたが、第 3 回公判期日、X は強盗事件について否認に転じた。その後、強盗事件一について真犯人が現れたため、X は勾留を取り消され、釈放された。宇都宮地裁は、強盗事件について X を無罪とし、暴行事件については、X を心神耗弱として罰金刑を言い渡した。</p> <p>X は、警察官及び検察官が、X の知的能力が低いことを知りながら、これに配慮せず、その能力の調査も充分にしないまま、逮捕、捜査、勾留に至ったこと、誘導により虚偽の自白調書を作成したこと、公訴を提起維持したこと等は違法であり、著しい精神的苦痛を被ったとして、Y に対して、国家賠償法に基づき、慰謝料の支払いを求めて提訴した。</p>	<p>C 警察官及び D 警察官が行った X の自白調書の作成は、X の知的能力が相当低いことを認識していたにもかかわらず、配慮を欠き、むしろ、迎合的であるという特性を利用して、そのほとんどを誘導して、被害者らの供述に合致するように作成されたものであるなど、誘導尋問として許容される範囲を著しく超えるばかりか、著しく妥当性を欠く方法を用いたものといふことができ、その取調べは裁量の範囲を著しく逸脱するものとして違法である。</p> <p>また、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案すると、E 副検事が、X の自白の信用性について、大いに疑問を持ち、ひいては、その自白が虚偽であるとの判断に至った可能性が高く、合理的な判断過程により X が有罪と認められる嫌疑があるとはいえないことから、本件強盗事件一についての公訴提起は違法といふべきである。</p> <p>強盗事件二についても、X が有罪との嫌疑を裏付ける証拠資料は、本件強盗事件一と本件強盗事件二の犯行手口が似ており、同一の犯人による疑いが濃いところ、強盗事件二についての公訴提起も違法であるといふべきである。</p>	<p>コミュニケーションに困難を抱える障害者の刑事事件では、今後も本判決が指摘したような配慮が求められることは間違いないと考えられる。</p> <p>具体的には、警察官や検察官は、捜査段階から簡易鑑定等を通じて被疑者の知的能力の程度を適切に判断することが求められ、また、被疑者に知的障害等があることが判明した場合は、誘導的な取り調べにならないよう留意することが強く求められることとなる。</p> <p>これらの留意点は、裁判手続でも同様に求められることになると考えられる。</p>



23	戸籍上は男であり、身体上の外観としても男性としての特徴を残しているが、内心は女性である性同一性障害を有する受刑者に対する調髪処分について、裁量権の逸脱・濫用がないとされた事例	名古屋地判 平成 18 年 8 月 10 日	【X】生物学上・戸籍上は男性であるが、心理的・社会的には女性として生活してきた性同一性障害のある者	【Y】国	<p>X は、窃盗の罪で実刑判決を受けて受刑することになった。刑事被告人として名古屋拘置所に入所した際、性同一性障害に照らし、特殊被収容者として単独処遇とされ、運動、入浴、診察、面会等も原則として単独運行とされた。</p> <p>男性受刑者は、刑の執行開始後、速やかに丸坊主又はそれに近い髪形に調髪されるものとされている。名古屋拘置所では、X の窃盗罪の刑が確定したことから、3 回にわたって X と面談し、調髪に応ずるよう指導したが、X は、肩までの長さ程度の調髪には応じるとするものの、社会復帰後の就職などを理由に、それより短い調髪には応じないとの意向を表明していた。</p> <p>X は、本件訴訟を提起し、調髪処分の仮の差止めを申し立てたが、名古屋地方裁判所は、上記申立てを却下した。</p> <p>そこで X は、男子受刑者に対し丸坊主に近い頭髪を強制することは、憲法 13 条によって保障される髪形選択の自由を侵害するもので、施設の長の裁量権を逸脱・濫用するものであること、仮に、男子受刑者に対する調髪処分が許されるとしても、X には性同一性障害という特殊事情があるため、X を他の男子受刑者と同様に調髪することは、施設の長の裁量権を逸脱・濫用するものであるとして、その事前の差し止めを求め抗告訴訟を提起した。</p>	<p>男子受刑者の調髪は、逃走防止・画一的処遇の実現のため受刑者の外観をある程度統一する必要性があること等から、拘禁目的等に照らして合理的であり、男子受刑者に過剰な制限を加えるものということはいえない。</p> <p>刑事訴訟法は、戸籍の記載や受刑者の生物学的、身体的特徴に基づいて男女の判定を行うことを前提とし、特段の事情が認められない限り、その性別に応じて処遇する旨を定めていると解するのが相当である。実際の運用においても、このような判定・処遇方法が最も客観的で公平な取扱いというべきであって、矯正現場に混乱を生じさせることが少ないと考えられる。</p> <p>X は、戸籍上男性となっており、性別を判断する上での身体上の外観も男性としての特徴を備えているから、名古屋拘置所長が、X を基本的に男性受刑者として処遇することとしても、それ自体を裁量権の逸脱・濫用ということはいえない。</p> <p>X の心理的・社会的な女性としての生活歴、睾丸摘出・整形手術を受けた経歴、ホルモン剤の投与を受けている事実等の諸事情をどの程度斟酌して処遇上の配慮をすべきかについても、名古屋拘置所長の裁量判断にゆだねられているというべきであり、他の男性受刑者と同様に X の調髪処分を行い、X に相応の精神的苦痛を与えることになるとしても、直ちに名古屋拘置所長の裁量権を逸脱・濫用する違法な行為とは評価できない。</p>	<p>本判決は、調髪処分の目的との比較においては、X が性同一性障害であり心理的・社会的にも女性として生活してきた等の事情は、X を女性として処遇すべき特段の事情にはならないとしており、拘禁施設における拘禁目的の達成は、合理的配慮の提供に優先すると判示したものと考えられる。</p> <p>具体的な判断は今後の裁判例を待つ必要があるが、障害者差別解消法では、性同一性障害者に対し内心の性別に応じた処遇が行政機関等にとって過重な負担となる場合に限り、例外的に調髪処分が認められることになると考えられる。</p>
----	---	------------------------------	---	------	---	---	--

本表は分かりやすさの観点から、趣旨に大きな影響を来さない範囲で、裁判例（判決文）とは異なる平易な表現等を用いている箇所がある。正確な判旨等については、本文を参照のこと。